

伊那谷研究団体協議会
令和3年度定例代議員会（第27回定期総会）

記念講演会

日時 令和3年7月24日（土）午後2時～3時
会場 飯田市美術博物館 講堂
主催 伊那谷研究団体協議会 共催 飯田市教育委員会

地域資料の保存と利用

—自治体文書館の責務—

講師 小松 芳郎 先生 松本市文書館特別専門員 信濃史学会会長

講演要旨

「公文書館法」（昭和62年12月公布）で、「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する」（第3条）と定めています。また、「公文書等の管理に関する法律」（平成21年1月公布）でも、「歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ」「行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに」「現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする」と定めています（第1条）。

自治体の公文書を含めた地域資料の調査・収集・整理・保存・利用について、長野県下の自治体の取り組みを紹介しつつ、文書館の責務を考えます。

- ・自治体史編纂と文書保存
- ・所蔵者の側からの文書保存
- ・長野県と全国の文書館
- ・公文書の保存と利用
- ・被災資料の救済

代議員以外の加盟会員で聴講なされる方へ

- ※講演に先立ち、午後1時30分より代議員会（定期総会）を行っておりますが、会場に入られて、聴講いただいても結構です。
- ※コロナ感染防止のため50名定員です。先着50名とさせていただきます。
- ※コロナ感染状況により、開催を急遽、中止することもあります。

お問合せ：伊那谷研究団体協議会事務局（牧内誠）0265（24）8381
緊急連絡（会長中島正詔）09023092208